



福井労基発 0817 第1号
令和 5 年 8 月 17 日

建設業労働災害防止協会 福井県支部長 殿

福井労働局労働基準部長



「第 14 次 福井労働局 労働災害防止推進計画」の現状把握のための
アンケートの実施について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より労働基準行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 29 日付け福井労発基 0329 第 1 号「第 14 次福井労働局労働災害防止推進計画の策定について」をもって、福井労働局長より関係者への周知について御協力をお願いしたところですが、この第 14 次福井労働局労働災害防止推進計画（以下「福井労働局 14 次防」という。）におきましては、重点対策における取組の到達点として、アウトプット指標及びアウトカム指標を設定し、その達成状況等について評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行うことにより、実情に応じた労働災害防止の推進を図ることとしております（計画本文は福井労働局 HP をご参照願います。）。

つきましては、初年度における現状を把握する必要がありますので、会員事業場等の関係事業者に対して、別添のアンケート（回答締切り：令和 5 年 10 月 6 日）を配付し、別添の例文をご参考にしていただき、アンケートへの回答について、ご勧奨いただきますようお願いいたします。

また、貴殿が開設されているホームページにおいて、当アンケートの実施について、ご掲載いただくとともに、当局ホームページの該当ページ（福井労働局 HP → 安全衛生について → 福井労働局 14 次防ウェブアンケート）をリンク先に設定していただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、このアンケートにつきましては、ウェブによる回答を求めるものですが、万一、貴殿あてに紙で提出されたものにつきましては、そのまま当局健康安全課に送付いただいても結構ですので、申し添えます。

（添付資料）

- ・「福井労働局 14 次防」の現状把握のためのウェブアンケートにご回答ください
- ・会員等あて通知例文



「福井労働局 14次防」の現状把握のための ウェブアンケートにご回答ください



アンケートへのご回答は
こちらからお願ひします。
HPからもご回答いただけます。
福井労働局 HP→安全衛生について→福井労働局 14次防ウェブ
アンケート

締切り 令和5年10月6日(金)

- ※ 県内の複数の場所に事業場がある場合は、お手数ですが、事業場ごとに回答をお願いします。
- ※ アンケートの内容は以下のとおりです。1~15のすべての設問にお答えください。
- ※ 既に同様のアンケートに回答いただいている場合は、ご回答いただかなくて結構です。

(事業場名称) 支店、営業所、工場、店舗名等まで記載

(所在地)

1 会社は、転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）【注1】を実施していますか？

【回答】① 両面からの対策を実施している ② 両面からの対策までは実施していない

【注1】ハード・ソフト、それぞれ一つずつでも実施している場合は、①を選択してください。

【ハード対策】作業場・通路の整理・整頓、段差の解消、滑りにくい靴の使用 など

【ソフト対策】転びにくく身体づくりのための体操の実施、転倒しにくく歩き方の講習 など

2 会社の業種は、卸売業・小売業、医療・福祉業のいずれかに該当しますか？

【回答】① 該当する ② 該当しない（3へ）

↓
(2-2へ)

2-2 会社に、正社員以外の労働者はいますか？

【回答】① いる ② いない（3へ）

↓
(2-3へ)

2-3 正社員以外の労働者に対して安全衛生教育【注2】を実施していますか？

【回答】① 実施している ② 実施していない

【注2】転倒災害防止や腰痛予防などについて、座学、実技を問わず、何らかの教育、研修などを実施している場合は、①を選択してください。

3 会社には、介護・看護の作業がありますか？

【回答】① ある ② ない（4へ）

↓
(3-2へ)

3-2 ノーリフトケア【注3】を導入していますか？

【回答】① 導入している ② 導入していない

【注3】ノーリフトケアとは、介護職員の腰痛予防対策として、福祉器具を導入・活用することで、施設利用者を人力で抱え上げない身体の負担軽減のための介護技術をいいます。

4 会社には、60歳以上の労働者（パート・アルバイトを含む）が働いていますか？

- 【回答】① 働いている ② 働いていない（5へ）
↓
(4-2へ)

4-2 60歳以上の労働者に対する安全衛生確保の取組【注4】を実施していますか？

- 【回答】① 実施している ② 実施していない

【注4】例えば、照度の確保、作業姿勢の改善、段差の解消、防滑靴の使用など、一つでも、高齢者の身体機能の低下や健康状況に配慮した改善に取り組んでいれば、①を選択してください。

5 会社には、外国人労働者が働いていますか？

- 【回答】① 働いている ② 働いていない（6へ）
↓
(5-2へ)

5-2 外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育【注5】を行っていますか？

- 【回答】① 実施している ② 実施していない

【注5】母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いるなどのほか、何らかの工夫により教育を実施している場合は①を選択してください。

6 会社の業種は、建設業に該当しますか？

- 【回答】① 該当する ② 該当しない（7へ）
↓
(6-2へ)

6-2 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメント【注6】に取り組んでいますか？

- 【回答】① 取り組んでいる ② 取り組んでいない

【注6】リスクアセスメントとは、作業に潜む危険性や有害性を洗い出して、リスク（災害の重篤度、発生可能性などを考慮した度合い）を見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順からなる労働災害防止のための手法です。

7 会社の業種は、製造業に該当しますか？

- 【回答】① 該当する ② 該当しない（8へ）
↓
(7-2へ)

7-2 会社に、例えば、プレス機械、ベルトコンベヤ、ロール機、ボール盤、遠心機械、粉碎機、混合機など、はまれ・巻き込まれ防止の対象となる機械がありますか？

- 【回答】① ある ② ない（8へ）
↓
(7-3へ)

7-3 上記7-2の機械に、労働者の身体の一部がはまれたり、巻き込まれたりしないような措置【注7】を講じていますか？

【回答】① 講じている ② 講じていない

【注7】例えば、光線式安全装置、リミットスイッチ、カバー、覆い、安全柵などの措置がされている場合は、①を選択してください。

8 荷の運搬を依頼する陸運事業者との間で、安全な荷役作業が行えるよう連絡調整を行ったり、作業場所の改善を行うなど、荷主としての何らかの措置を講じていますか？

【回答】① 講じている ② 講じていない

9 会社の業種は、陸運業に該当しますか？

【回答】① 該当する ② 該当しない (10へ)

↓ (9-2へ)

9-2 荷役作業に従事する労働者の墜落・転落による労働災害防止措置等【注8】を講じていますか？

【回答】① 講じている ② 講じていない

【注8】保護帽着用の徹底、昇降設備の設置などの措置をいいます。

10 会社の業種は、林業に該当しますか？

【回答】① 該当する ② 該当しない (11へ)

↓ (10-2へ)

10-2 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(内容：着用すべき保護具、保護衣等、適切な伐木等作業方法等)に基づく措置を実施していますか？

【回答】① 実施している ② 実施していない

11 事業場の労働者数【注9】は50人未満ですか？

【回答】① 50人未満である ② 50人以上である (12へ)

↓ (11-2へ)

11-2 ストレスチェック【注10】を実施していますか？

【回答】① 実施している ② 実施していない

【注9】本社、支店、営業所、工場など、事業場単位の労働者数をお聞きしているものです。

【注10】ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査で、医療機関等に依頼して実施するものです。労働安全衛生法では、50人以上の事業場には実施及び実施結果の監督署への報告を義務付けていますが、50人未満の事業場は努力義務とされています。

12 会社では、産業保健サービス【注11】を実施していますか？

【回答】① 実施している ② 実施していない

【注11】ここでいう産業保健サービスは以下のとおりです。

- ・ 健診結果で有所見者や、健康管理上の配慮が必要な者に対する指導、支援、相談
- ・ 睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活に向けた教育や相談
- ・ メンタルヘルス対策（衛生委員会などの労働者からの意見聴取、社内の実態把握、心の健康づくり計画の策定、担当者の選任、教育研修の実施等）
- ・ 高年齢労働者の身体能力の低下を踏まえた転倒等の予防対策
- ・ がん、精神障害等の病気を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
- ・ 女性の健康課題（更年期障害、月経関連の症状、疾病等）に対する配慮、支援
- ・ 化学物質等の有害物を取り扱う者に対する健康診断等の健康管理

13 会社は、化学物質の製造、販売等を行う事業者に該当しますか？

【回答】① 該当する ② 該当しない (14へ)

 (13-2へ)

13-2 ラベル表示・SDSの交付義務の対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っていますか？

【回答】① 行っている ② 行っていない

14 リスクアセスメント実施義務の対象物質ではないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質を取り扱っていますか？

【回答】① 取り扱っている ② 取り扱っていない (15へ) ③ 分からない (15へ)

 (14-2へ)

14-2 上記14の化学物質について、リスクアセスメントを実施していますか？

【回答】① 実施している ② 実施していない (15へ)

 (14-3へ)

14-3 上記14-2の結果に基づき、必要な措置を実施していますか？

【回答】① 実施している（結果において措置の必要のないものも含む） ② 実施していない (15へ)

15 会社では、暑さ指数を把握・活用していますか？

【回答】① 把握・活用している ② していない

ご協力ありがとうございました。

〈アンケートについての問い合わせ先〉

福井労働局 労働基準部 健康安全課 ☎ 0776-22-2657 FAX 0776-21-6646

福井労働基準監督署 安全衛生課 ☎ 0776-54-6827 武生労働基準監督署 安全衛生課 ☎ 0778-23-1440

敦賀労働基準監督署 安全衛生課 ☎ 0770-22-0745 大野労働基準監督署 監督・安衛課 ☎ 0779-66-3838

会員事業場等への通知 例文

令和 5 年〇月〇日

会員の皆様へ

団体の名称
代表者

「第 14 次 福井労働局 労働災害防止推進計画」の現状把握のためのアンケートのお願い

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は当団体の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、福井労働局では、令和 5 年度を初年度とする「第 14 次 福井労働局 労働災害防止推進計画」を策定し、5 年間の計画で県内の労働災害の防止、労働者の健康保持増進を図っていくこととしております（ご参照先：福井労働局 HP → 安全衛生について → 第 14 次労働災害防止推進計画）。

そのようななか、今般、福井労働局から、今後の進捗状況を判断していくための現状把握を行う目的で、別添のアンケートの実施が依頼されたところです。

つきましては、貴社の現状について、下記のとおりご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴社が加入している他の団体から、同様の依頼があり、すでにご回答いただいたいる場合はご対応いただく必要はないことを申し添えます。

記

提出期日 令和 5 年 月 日 ()
提出方法 · · · · ·